南あわじ市

~かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業を作る「かけ橋」~

平成25年1月発行

編集·発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492 南あわじ市市福永358番地1 TEL.(0799)43-5029 FAX(0799)43-5126



者(経営体)や生産基盤となる農地を確保するために、 日々変化しています。これらの問題に対応して、農業

一方で、企業の農業参入や新規就農、集落営農など

課題が山積みしています。

農業者の高齢化や農家数の減少、鳥獣害の増加による

昨今の農業を取り巻く状況は大きく変化しており、



会長

新年のごあいさつ 南あわじ市農業委員会

年あけましておめでとうございます。

た輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。 日頃は、農業委員会の運営並びに農政全般にわたり ご支援賜り厚くお礼申し上げま

限り努力をする所存でございます。皆様方のご支援、 業が魅力ある農業としてより一層発展するようできる 放棄地を少しでも減少させていきたいと考えています。 ます。今後この事業に取り組む地区が増えることを願 林振興への取り組みを強化するとともに、南あわじ農 委員会が毎年実施している現地調査により、所有者への っています。 た。その結果、現在4地区がこの事業に取り組んでい 意向調査や適正な指導によって、南あわじ市から耕作 今後も、法令を遵守し、法令業務の適正な執行と農 不耕作地や耕作放棄地の増加に関する問題では農業

ご協力をよろしくお願い申し上げます。

島地域にいるとの地域のことがい

不法投棄や災害発生の心配も…遊休農地は迷惑田んぼ。

農地は、農業生産活動を通じて、水田で農地は、農業生産活動を通じて、水田で農地は、農業生産活動を通じて、水田で



こ相談ください!

火災の発生

利用するもの 長地は、荒らさず (

農地は、

地域にとっても大

地が発生すると環境の悪化につながります

ます。 がお、よりよい活用方法 大律や各種制度なども考慮 法律や各種制度なども考慮 はながら、よりよい活用方法 をあなたと一緒になって考え

鳥獣害の発生

~農地バンクを活用しましょう~

遊休農地・耕作放棄地をなくしましょう!

農地の流動化と有効利用を図る事業です。規模拡大農家(借り手・買い手)に提供し、り手)の管理できなくなった農地の情報を、農地バンクは、農地の所有者(貸し手・借

も、農地を借りられるようになりました。事しない個人及び農業生産法人以外の法人(一般法人)農地の貸借についての制限が緩和され、農作業に常時従また、平成二一年一二月の農地法等の一部改正により、

農地の転用には

- 農地の無断転用をなくそう~

が対象です。
世、畑、樹園地、採草放牧地)での農地(田、畑、樹園地、採草放牧地)の用地に転換することを言います。すべの用地に転換することを言います。など場、資材置場、道路、山林(植林)など場、資材置場、道路、山林(植林)など

のものは届出)は許可が必要です。三千。以下または工事期間・三ヶ月未満取)・農地改良のための一時転用(面積・一時的な農地転用(資材置場や土砂採



交代がありまし



(北阿万伊賀野) 洋

原

担当地区 伊賀野

農地法第三条に基 づく下限面積の変更

の変更がありました

委員の交代により、

部担当の地区

○国上地区……藤原

基延委員

微力ながら努めます。

農家環境が少しでも改善できるよう

あります。 得後の農地面積の 合計が規定の面積 の農地面積の の上になる必要が は、取 月二一日より、下 記のとおり改定さ ※平成二 四年五

区:	域	南あわじ市内 (右記以外)	南あわじ市内のうち 福良、灘、沼島
改定後		50アール	30アール
改定前		50アール	

~一年を振り返って



伊吹榮子

松帆古津路·北方 担当地区

私は、そのうちの一人です。 推薦で女性農業委員が三名誕生しました。 務の範囲の広さに驚き、戸惑いがありまし たが、実際業務を行ってみて、役割の重さ、業 貸借・転用・取得等の審議と思っておりまし 農業委員の仕事は、法令に従って、農地の 南あわじ市では、平成二三年八月、議会

ことだと思います。 しかし、基本は農地と農業を守り育てる

り、今まで知らないことばかりでしたが、地 田の調査や農地パトロールで担当地域を回 過ぎましたが、振り返りますと、耕作放棄 元の圃場の現状が見えてきました。 農家の皆様のご理解のもとで一年余りが

とを願い、努力いたします。今後ともご協力 とご支援のほどお願い申し上げます。 地について多くの勉強をさせていただきまし と農地の保全、農家の安心安全のための農 た。あと一年余り、南あわじ市の農業の発展 業者年金に多くの方が加入してくださるこ 就任のお陰で多数の方にお会いでき、農

甲請はお済ですか?

提出期限

※農業委員会事務局または

各総合窓口へ提出してください。



等を行っています。 員会では、 相談はお早めにお願 の受付、審議、許可 日程により申請書等 いいたします。 申請についてのご 南あわじ市農業委 毎月次の



(閉庁日の場合は前日) 毎月五日

賃借料情報

毎月二〇日頃

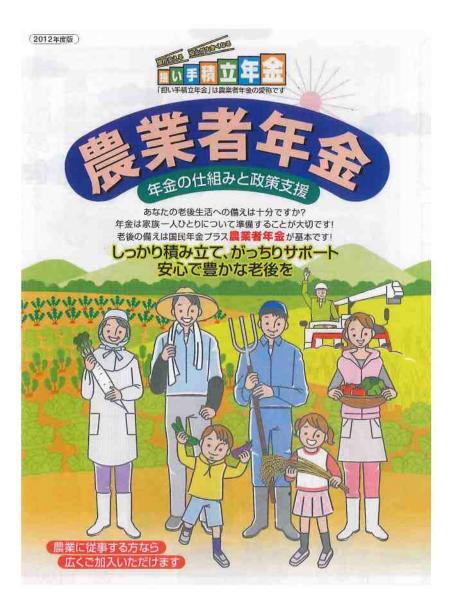
準(一〇アールあたれた市内の賃貸借水月に締結(公告)さ り・単位円) から平成二四年一一 平成二三年一 一二月

田のみ





平成二五年一月10日(木)



- ●農業に従事している国民年金 第1号被保険者の方なら誰で も加入できます。
- ●少子高齢時代に強い年金です。
- ●保険料の額は2万円から自由 に決められます。
- ●終身年金で80歳までの保証付
- ●公的年金ならではの税制上の 優遇措置があります。
- ●農業の担い手には手厚い政策 支援(保険料の国庫補助)があります。
- ~お問い合わせ~

農業委員会事務局

(TEL.43-5029)

またはお近くの

あわじ島農業協同組合

(TEL.42-5200) △





全国農業 AGRICALUTURAL NEWS

每週金曜日発行 B3版8~10頁建

購読料:月600_円

[送料、税込み]

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会 系統組織が発行する経営とくらしに役立つ農業総合専門誌

申込は農業委員会事務局へお問い合わせください。 (TEL.43-5029)